

マイナンバーを活用した 社会保障適正化の方向性



社会保障にマイナンバーをどう活用するのか

中央大学法科大学院教授

森信 茂樹

株式会社 日立コンサルティング

吉識 宗佳

マイナンバーを活用した金融資産把握の方向性

株式会社 日立コンサルティング

吉識 宗佳



Public Sector

社会保障にマイナンバーを どう活用するのか

著者 **森信 茂樹**

中央大学法科大学院教授

著者 **吉識 宗佳**

株式会社 日立コンサルティング

負担能力に応じた公平な負担

2015年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015について」(以下、骨太方針2015)は、以下のように記述している⁽¹⁾。

(負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化)
 社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討するとともに、介護保険における高額介護サービス費制度や利用者負担の在り方等について、制度改革の施行状況も踏まえつつ、検討を行う。また、現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図る。このため、社会保障改革プログラム法に基づく検討事項である介護納付金の総報酬割やその他の課題について検討を行う。あわせて、医療保険、介護保険ともに、マイナンバーを活用すること等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、実施上の課題を整理しつつ、検討する。

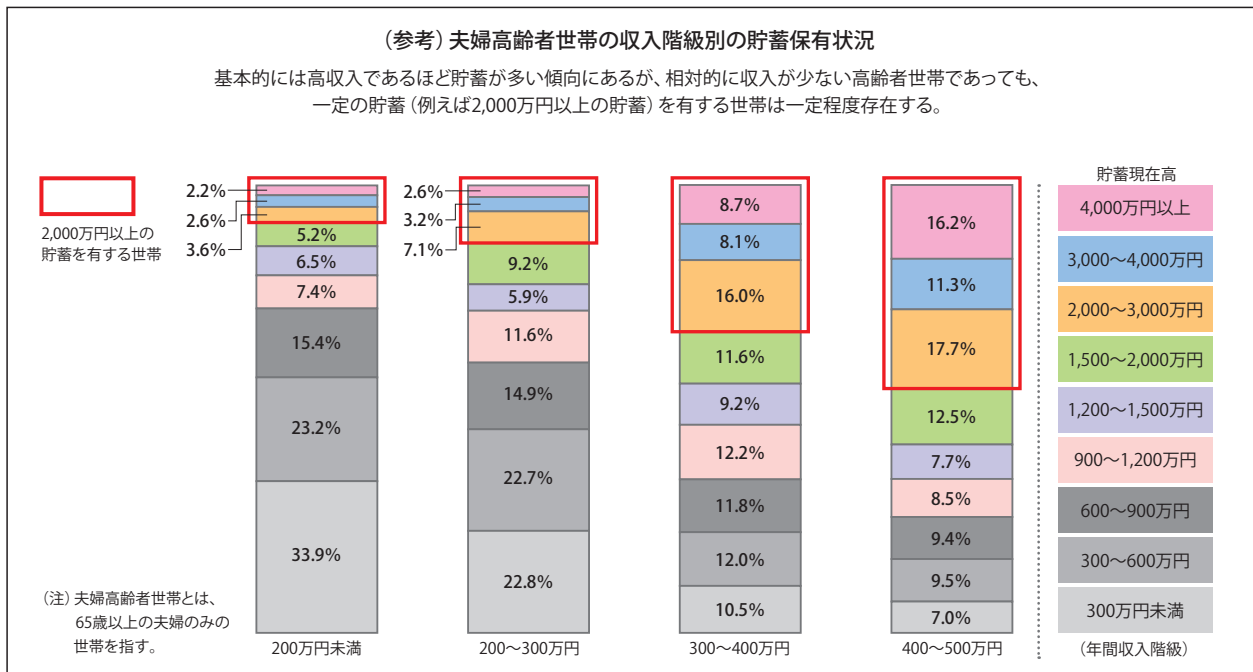
(内閣府平成27年6月30日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2015について」より引用)

つまり、社会保障制度において、年齢ではなく「所得や資産等の経済力に基づき」負担を求める仕組みに変えていくこととされた。具体的な分野として、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方、介護保険における高額介護サービス費制度や利用者負担の在り方、現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の検討などが例示された。その際、「マイナンバーの活用により、金融資産等⁽²⁾の保有状況を考慮に入れること」が課題とされたのである。

図表1は、夫婦高齢者世帯(65歳以上の夫婦のみの世帯)の収入階級別の貯蓄保有状況である。これを見ると、年間収入階級「200万円未満」で8.4%、「200万円～300万円未満」の世帯で12.9%の世帯が2,000万円以上の金融資産を保有している。所得基準だけでは十分高齢者の経済状況が捉えられていないことが分かる。

そこで本稿では、具体的にマイナンバーをどう活用し、どの程度の社会保障費の効率化効果が期待できるのか、という点について、活用法を示すとともに、大胆な前提を置きつつ効果の試算を行ってみた。

図表1 夫婦高齢者世帯の貯蓄保有状況⁽³⁾



マイナンバーの導入で可能になること

マイナンバーは、住民基本台帳を基に個人に付される生涯変わらない番号である。2016年1月から始まるこの制度により、以下の二つのことが可能になる。

一つは、「世帯所得の合算」である。今後、国税庁が保有する所得関連の情報と自治体が保有する情報をより突合（マッチング）させやすくなる可能性がある。そうすると、世帯所得の合算の効率と精度を向上させることが期待できるのだ。

もう一つは、法令に基づき税務署長等に提出する書類（確定申告書や法定調書など）にマイナンバーが記載されることである。これにより、国税・地方税の賦課・徴収事務などの際の名寄せや突合が効率的・効果的に行われることとなる。

現在、個人に関する法定調書は、配当（上場株式等、非上場株式の場合は年間1回30万円超）、株式譲渡（特定口座取引については、特定口座年間取引報告書、それ以外は株式譲渡の対価が年間100万円超、または1回30万円超）、給与所得・退職所得、報酬等、貴金属の譲渡代金、海外送金など57種類があり、年間3億枚を超える調書が提出されている。

加えて、2015年の国税通則法及び地方税法改正（平成27年度税制改正）やマイナンバー法の改正などで、個人預貯金（以下、預金）について2018年からマイナンバーが付番されることが決まった。預金保険の事務でマイナンバーの利用が始まり、併せて国税通則法などが改正され、銀行に対する国税・地方税の税務調査や、後述する社会保障制度の資力調査の際に、マイナンバー付きの預金情報が利用されることになる。

当面預金者への「マイナンバー告知の義務付け」は行われませんが、銀行は、税務当局からの照会に対し、「預金情報をマイナンバーで検索可能な状態で管理するよう義務付け」される。この結果、約10億口座といわれている預金口座への付番が2018年から始まることになる。

しかし、「告知の義務付けなし」では、既存口座にまでさかのぼっての預金付番には、相当な年数を要すると予

想される。そこで、預金付番の拡充策として、国から年金・社会保障を受け取る口座や公務員給与と受け取り口座への付番を進めていくことや、金融機関からの基本4情報での照会にマイナンバーを回答することなどが検討されている。さらには2021年以降検討される予定の、預金者の番号告知義務化の前倒しも考えられる。

一方、2016年から財産債務調書が導入される。現行制度では、「所得が2,000万円超の納税者は、土地や有価証券などの種別や価額を記載して税務署に提出する」となっているが罰則がなく、提出者は該当者の半分程度といわれてきた。2016年以降は、「所得2,000万円超かつ総資産3億円以上の者」（該当者は7、8万人程度といわれている）に対象を絞り、記載項目を詳細化し、提出に対するインセンティブとディスインセンティブを付けることとされた。この調書は納税者自身が提出するものであるが、情報にはマイナンバーが付され税務当局で管理される。まずはこの情報を社会保障官庁等と情報連携することによって、社会保障分野における負担の見直しを始めることが考えられる。

いずれにしても、以上の法定調書を基に、「金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組み」を考える必要がある。

「金融資産」の代替としての「金融所得」の把握

口座への付番が進まない状況では、「金融資産」そのものではなく、預金から生じる利子、株式から生じる配当と株式譲渡益の「金融所得」で「金融資産」を代替（あるいは補完）することが考えられる。これらをマイナンバーで個人ごとに把握して、一定以上の「金融所得」のある高齢者には、たとえ所得が少なくとも、適正な社会保障負担を求めていく（あるいは負担の軽減措置を適用しない）という考え方である。

上述のように、一定額以上の配当所得と株式譲渡額については、2016年から国税当局がマイナンバーを付して

情報を入手する。また国債などの公共債の利子所得についても、2016年から国税当局がマイナンバー付きで情報を入手する予定である。

入手していない金融所得としては、預金から生じる利子所得がある。米国など多くの国では利子所得の情報は共通番号付きで税務当局が管理しているが、わが国では利子所得への課税方式が源泉分離課税となっており、一律に支払い段階で課税される（利子が口座に振り込まれる際に20%の源泉徴収が行われる）ため、税務当局は納税者ごとの情報を管理する必要がない。そこで、利子所得の情報をマイナンバー付きで入手するためには、源泉分離課税制度を申告分離課税制度に改める税制改正を行う必要がある⁽⁴⁾。

ちなみに、先進諸国で利子所得の情報を入手していない国は、わが国ぐらいである。先進諸国の多くは、低所得者対策を行う場合、給与所得や年金所得だけで判断しておらず、金融所得を含んだ総所得を判断の基準としている。

例えば米国では、低所得者の勤労を支援する制度である勤労税額控除（給付付き税額控除）の適用要件として、金融所得が3,400ドルを超える者を対象外としており、（勤労）所得要件に加えて、資産所得要件も加味している。

一方、英国のユニバーサル・クレジット（従来の複雑な給付制度を整理統合した新しい社会保障給付制度）では、金融資産の保有がみなし金融所得の形で勘案される。ユニバーサル・クレジット適用の所得要件では、住居以外の資産（金融資産を含む）を6,000ポンド以上保有する場合、資産額250ポンドあたり1ポンドの資産所得があるとみなして所得が計算されている。

いずれにしても、マイナンバー制度の導入により、「世帯所得」と「金融資産」（預金口座情報）の活用が可能となる。また今後、「金融資産」の代替としての「金融所得」の情報入手も検討課題となる。これをどのように社会保障の効率化に活用していくか検討してみたい。

具体的な活用分野と活用法

骨太方針2015は、負担能力に応じた負担を求める場面として、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方、介護保険における高額介護サービス費制度や利用者負担の在り方を挙げている。そこでまずこの3分野に、マイナンバーを活用した世帯所得・資産情報の勘案を考えてみたい⁽⁵⁾。将来的には、年金クローバック（一定以上の所得のある者には年金を減額すること）における世帯所得・資産の活用、さらには勤労世帯における児童手当等においても世帯所得の勘案を検討課題とすべきだ。

基本的な考え方は、各種の負担を「原則現役並み」にそろえ、「例外」として、一定以下の金融資産であることを利用者が証明した場合に、負担を軽減するというものである。

2015年8月から、従来所得のみが適用基準だった特別養護老人ホームなどの食費・居住費の補足給付について、金融資産の保有状況を追加で勘案することになった。具体的には、単身で1,000万円以上、夫婦2人で2,000万円以上の金融資産がある場合には、軽減対象から外れることとなり、入居時に預金通帳のコピーなどの提出が求められている。しかしこの制度では、正直に金融資産情報を申告した者の負担が引き上げられるので、「正直者が馬鹿を見る」ということにもなりかねず、公平性が担保されない。そこで、原則と例外を変えてはどうか、というのが筆者の提案である。

判定に用いる金融資産の範囲は、まずは金融資産残高である⁽⁶⁾。それぞれの場面で、預金などの金融資産残高情報の提出を口座番号付きで求めることとする。

金融資産の水準は、現在同様「単身で1,000万円以上、夫婦2人で2,000万円以上」とする。預金、有価証券、生命保険等を加えるとともに、負債の扱いも検討する必要がある。将来的には、配当と株式譲渡益についても記載を求めたり、土地・家屋などの固定資産も付番し対象に含めたりすることを検討する。

具体的には、高額療養費制度の自己負担限度額について、70歳以上の高齢者についても原則現役並み負担とし

たうえで、前述の単身世帯で1,000万円未満、夫婦世帯で2,000万円未満の資産であることを証明できれば負担を軽減するというものである。

後期高齢者の医療費窓口負担についても、原則現役並み負担(3割)を求め、一定以下の資産であることを証明すれば負担軽減ということにする。

最後に、介護保険の利用者負担についても利用者負担を原則2割とし、一定以下の資産であることを証明すれば負担軽減とする。

資産を考慮に入れた社会保障効率化の試算効果

前述の案に基づいて、社会保障費がどの程度削減されるかという点について、一定の仮定を置いて試算した⁽⁷⁾(図表2)。

まず高額療養費制度である。現役世代よりも低く設定されている自己負担限度額を、世帯貯蓄2,000万円以上の者は現役世代と同額まで引き上げ、入院した場合の給付と外来の場合の給付を分けて考える。入院の場合には、限度額の引き上げ幅(1~2万円)が平均的な給付費(約4万円)より小さいため、引き上げ幅分給付費が削減される。一方、外来の場合、限度額の引き上げ幅(2.7~4.6万円)が平均的な給付費(約1万円)より大きいので、給付費の削減額は引き上げ幅いっぱいではなく、実際に給付している金額(1万円)となる。以上から、給付1件あたりの給付費削減効果は、入院の場合1~2万円、外来の場合1万円程度と考えられる。入院給付件数は約760万件、外来は約2,230万件、世帯貯蓄2,000万円以上の割合は所得に応じて0.2~20.6%である。これらを用い、(給付件数)×(世帯貯蓄2,000万円以上の割合)×(1件あたりの給付削減効果)という計算をすると、全体の給付削減効果は約720億円となる⁽⁸⁾。

次に、医療費の窓口負担である。世帯貯蓄2,000万円以上の者の窓口負担割合(70歳以上は2割、75歳以上は1割)を、現役と同じ割合(3割)とする場合を考える。所得

が現役世代並みの者はすでに窓口負担割合が3割のため、新たに窓口負担が3割となるのは年収370万円未満かつ世帯貯蓄2,000万円以上の世帯(全体の約9.8%)である。また、70歳以上74歳未満の医療費と75歳以上の医療費は、それぞれ約4.4兆円と12.4兆円である。そこで(医療費総額)×(新たに3割負担になる者の割合)×(1割→3割、2割→3割)を計算すると約3,240億円の給付削減効果が期待できる。

さらに介護保険でも同様に、高額介護サービス費の限度額見直しと自己負担割合見直しの効果を試算した。

介護保険は高齢者が対象の制度のため、現役世代の負担限度額は存在しない。そこで、高額介護サービス費の限度額見直しでは、医療と同程度の限度額引き上げを仮定した。この場合、限度額引き上げ幅が平均給付額より大きいことから、1件あたりの給付削減額は平均給付額(1万円)となる。高額療養費の場合と同様に、全体の給付件数と世帯貯蓄2,000万円以上の者の割合をかけると、削減効果は約340億円となった。

最後に介護保険の利用者負担割合についても試算を行った。世帯貯蓄2,000万円以上の者(全体の約7.3%)について介護保険の利用者負担を1割から2割にすると、介護保険の給付費が約8.3兆円であることから、削減効果は約670億円となった。

以上の結果を図表2にまとめた。全ての制度における削減効果を合計すると約5,000億円の社会保障給付費削減が期待できる。

以上は、資料の制約のもとで、大胆な仮定を置いた粗い試算である。今後、「金融資産」の代わりに(あるいは加えて)「金融所得」をメルクマール(適用基準)とすることで、より細かな仕組みを工夫することが可能となるだろう。社会保障費のむやみな膨張は、あらゆる手段で抑制していかなければ、わが国の社会保障の持続性は保証されない。つまり今後、社会保障制度の信頼性・持続性を維持するためには、マイナンバーを活用した所得・資産(その代替としての資産所得)の把握を進め、社会保障制度の公平化・効率化を進めていくことが必要にならざるをえないのである。

図表2 資産勘案による社会保障給付抑制効果試算(試算)⁽⁹⁾

制度	試算の条件	制度の全体費用/件数	1件あたりの負担変化(試算用試算)と適用対象者が全体に占める割合	効果(億円)																												
医療	<ul style="list-style-type: none"> ●70歳以上 ●各所得階級で世帯貯蓄2,000万円以上の者は、現役世代と同じ自己負担限度額 	【入院】 約760万件(約4万円/件) 【外来】 約2,230万件(約1万円/件)	【入院】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>現状負担(万円)</th> <th>現役並み(万円)</th> <th>対象(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般所得</td> <td>4.4</td> <td>5.8</td> <td>20.6</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税</td> <td>2.5</td> <td>3.5</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>年金収入80万円以下等</td> <td>1.5</td> <td>3.5</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●「平均給付額4万円>限度額見直し幅」のため、見直し幅分(1~2万円/件)給付抑制 【外来】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>現状負担(万円)</th> <th>現役並み(万円)</th> <th>対象(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般所得</td> <td>1.2</td> <td>5.8</td> <td>20.6</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税</td> <td>0.8</td> <td>3.5</td> <td>1.4</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●「平均給付額1万円<限度額見直し幅」のため、平均給付額分(1万円/件)の給付抑制 	所得区分	現状負担(万円)	現役並み(万円)	対象(%)	一般所得	4.4	5.8	20.6	住民税非課税	2.5	3.5	1.2	年金収入80万円以下等	1.5	3.5	0.2	所得区分	現状負担(万円)	現役並み(万円)	対象(%)	一般所得	1.2	5.8	20.6	住民税非課税	0.8	3.5	1.4	約720
	所得区分	現状負担(万円)	現役並み(万円)	対象(%)																												
一般所得	4.4	5.8	20.6																													
住民税非課税	2.5	3.5	1.2																													
年金収入80万円以下等	1.5	3.5	0.2																													
所得区分	現状負担(万円)	現役並み(万円)	対象(%)																													
一般所得	1.2	5.8	20.6																													
住民税非課税	0.8	3.5	1.4																													
窓口負担	<ul style="list-style-type: none"> ●70歳以上 ●世帯年収370万円未満かつ世帯貯蓄2,000万円以上の者は、現役世代と同じ3割負担 	【75歳以上】 計約12.4兆円 【70~74歳】 計約4.4兆円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>現状負担</th> <th>現役並み</th> <th>対象(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75歳以上</td> <td>1割</td> <td>3割</td> <td rowspan="2">9.8</td> </tr> <tr> <td>70~74歳</td> <td>2割</td> <td>3割</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	現状負担	現役並み	対象(%)	75歳以上	1割	3割	9.8	70~74歳	2割	3割	約3,240																	
年齢	現状負担	現役並み	対象(%)																													
75歳以上	1割	3割	9.8																													
70~74歳	2割	3割																														
介護	<ul style="list-style-type: none"> ●各所得階級で世帯貯蓄2,000万円以上の者は、医療と同程度の限度額見直し 	約1,556万件(約1万円/件)	医療と同程度の限度額引き上げを仮定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>現状負担(万円)</th> <th>現役並み(万円)</th> <th>対象(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般所得</td> <td>3.7</td> <td>5.8</td> <td>20.6</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税</td> <td>2.5</td> <td>3.5</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>年金収入80万円以下等</td> <td>1.5</td> <td>3.5</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●「平均給付額1万円<限度額見直し幅」のため、平均給付額分(1万円/件)の給付抑制 	所得区分	現状負担(万円)	現役並み(万円)	対象(%)	一般所得	3.7	5.8	20.6	住民税非課税	2.5	3.5	1.2	年金収入80万円以下等	1.5	3.5	0.2	約340												
	所得区分	現状負担(万円)	現役並み(万円)	対象(%)																												
一般所得	3.7	5.8	20.6																													
住民税非課税	2.5	3.5	1.2																													
年金収入80万円以下等	1.5	3.5	0.2																													
利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯年収346万円未満かつ世帯貯蓄2,000万円以上の者は、2割負担 	計約8.3兆円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状負担</th> <th>現役並み</th> <th>対象(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者</td> <td>1割</td> <td>2割</td> <td>7.3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現状負担	現役並み	対象(%)	利用者	1割	2割	7.3	約670																				
区分	現状負担	現役並み	対象(%)																													
利用者	1割	2割	7.3																													

- (1) 第3章「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」
- (2) 預貯金のほか、固定資産税の対象となる土地・家屋などの資産への付番が検討されている一方で、書画骨董など現物資産への付番は非現実的であろう。
- (3) 財政制度等審議会財政制度分科会(平成27年4月27日)資料、平成21年全国消費実態調査などを基に作成
- (4) 源泉分離課税のままでも付番ができないわけではない。
- (5) 2015年4月27日の財政審資料は、資産を勘案する場面として、現役世代と高齢者で差がある高額療養費制度の見直し、後期高齢者の医療窓口負担の見直し、介護保険における窓口負担の見直しを例示し、夫婦高齢者世帯の収入階級別の貯蓄保有状況、高所得者の年金給付の在り方を記している。
- (6) 前述のとおり、「金融資産」そのものによる判定と「金融所得」による判定のどちらの方法も考えられるが、ここでは前者を仮定して議論を進める。
- (7) 医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担、介護保険における高額介護サービス費制度や利用者負担は関連しているため、削減額は実際には独立ではない。しかし、試算の単純化のため、ここでは制度ごとに扱った。また、高額療養費制度の削減効果を正確に試算するためには医療費の分布データが必要であるが、ここでは平均的な医療費を仮定して試算した。また、削減効果は保険料負担分を含むため、国庫負担の削減額はこれより小さい。
- (8) この試算には所得のみ高い者の負担額を現役世代と同等に引き上げる効果は含まれていない。
- (9) 平成24年度後期高齢者医療事業状況報告、平成25年度介護保険事業状況報告、平成21年全国消費実態調査などを用い作成。試算条件は、財政制度等審議会財政制度分科会(平成27年4月27日)資料を参考にした。対象者が全体に占める割合は、夫婦高齢者世帯(65歳以上)の割合を用いた。



Public Sector

マイナンバーを活用した 金融資産把握の方向性

著者 吉識 宗佳

株式会社 日立コンサルティング

金融資産(資産性所得)把握の 必要性

前編「社会保障にマイナンバーをどう活用するのか」では、医療や介護などの分野で「負担能力に応じた負担」を実現する方法とその効果を試算した。マイナンバーが付番された税の法定調書や預貯金口座情報を活用すると、金融資産の保有状況や資産性所得を把握することができる。医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担、介護保険における高額介護サービス費制度や利用者負担の適用基準に金融資産(またはその代替として資産性所得)を追加し、負担軽減の対象者を適正化すれば、社会保障給付費を約5,000億円抑制できると試算した。

本稿では、金融資産(資産性所得)を把握するため、「具体的に収集が必要な情報は何か」「どのような経路で情報を収集・参照することができるか」という点を検討した。検討にあたっては、特に既存の税分野の情報連携の仕組みとマイナンバーを活用することを考慮した。

金融資産(資産性所得)を勘案する社会保障制度では、不正抑止のため、申請された資産の内容を行政側が確認する仕組みを整える必要がある。社会保障制度を利用したい申請者は、申請書類に自分の所得と資産の内容を記載し、その内容を証明する書類(例えば預金通帳のコピーなど)を添付する。一方、申請を受け付ける行政側は、不審な申請があった場合に、内容に間違いがないことを確認する。例えば、預貯金残高の申請内容に疑問点がある場合には、金融機関に預貯金口座内容を照会することになる。申請を受け付ける行政組織(例えば自治体の担当部署など)はマンパワーに限られるので、効率的に確認を行う仕組みの導入が必要となる。

このような仕組みの構築に2016年1月から導入されるマイナンバーを活用することで、複雑な確認作業を効率よく遂行することが可能となる。つまり真に支援を必要とする者に重点を置く社会保障制度の実現につながる好機が到来しているといえる。

社会保障制度で勘案される金融資産 (資産性所得)の種類

そもそも、社会保障制度で勘案される金融資産(資産性所得)は、具体的にどの範囲なのか。ここでは、わが国や海外の社会保障制度で対象となっている金融資産(資産性所得)の適用基準を調べた。

わが国の社会保障では、金融資産の保有状況を勘案する制度が限定的である。代表的な制度の例は生活保護である。生活保護申請時には、金融資産だけではなく、固定資産なども含めた全ての資産や所得の調査(資力調査)が福祉事務所によって実施される。

さらに2015年8月からは、介護保険の補足給付支給時にも金融資産の保有状況が勘案されることとなった。補足給付の申請時には、申請書に対象となる資産額を記入する。具体的には、「預貯金」「有価証券」「投資信託」「貴金属」「現金」などが申告対象である。申告内容を証明する書類として、預金通帳のコピーや証券口座の取引口座のオンライン画面を印刷したものを申請書に添付することになっている。

次に海外に目を向けると、例えば英国のユニバーサル・クレジット(従来の複雑な給付制度を整理統合した新しい社会保障給付制度)、年金クレジット(恒例低所得者に向けた最低保障給付制度)の給付判定時にも、金融資産の保有状況(と資産額から推計したみなし所得)が勘案されている。ユニバーサル・クレジットの申請時には、オンラインで申請と資産内容の申告を行い、後日求職に関する面談を実施する際に申告内容を証明する書類を持参することになっている。年金クレジットでは、給付申請を電話もしくは申請書の郵送によって行い、申請する所得や資産の内容を証明する書類を郵送することになっている。対象となる金融資産の範囲は、「預金額」「債券」「信託財産」「株式」などである。

また、金融資産と資産性所得は通常は関連しているため、どちらか一方を勘案すればよいと考えられる。しかし、オーストラリアの最低保障年金では、金融資産額と資産性所得の両方がそれぞれ勘案される。資産額と所得額の両方から年金給付額を計算し、そのうち低い方

が適用される制度となっている。この制度では、給付申請時に資産と所得の内容を申告する書類を提出する。対象となる金融資産は「預貯金」「株式」「公社債」などに加えて「貸付金」や「固定資産」も含まれている。

このように申告対象となる金融資産は、「預貯金」「株式」「債権」など広い範囲にわたる。社会保障制度の適用基準で資産を勘案するにあたっては、これらの資産の申告内容を効率的に照会可能な仕組みを整える必要がある。

必要な情報へのマイナンバー付番と情報連携

社会保障制度の適用基準において金融資産(資産性所得)を勘案する際には、資産や所得を過少申告し、不正に適用を受ける者が現れる懸念がある。不正を防ぐためには、申請時に資産や所得を隠してもいずれ発見されると思わせる抑止策が必要となる。業務効率化の観点からは、申請内容を全件確認しないサンプル調査でも過少申告が発覚する可能性が高いと感じさせて抑止力を発揮する必要がある。

マイナンバーの情報連携機能を活用して、申請を受け付ける社会保障担当部署が金融資産(資産性所得)の情報

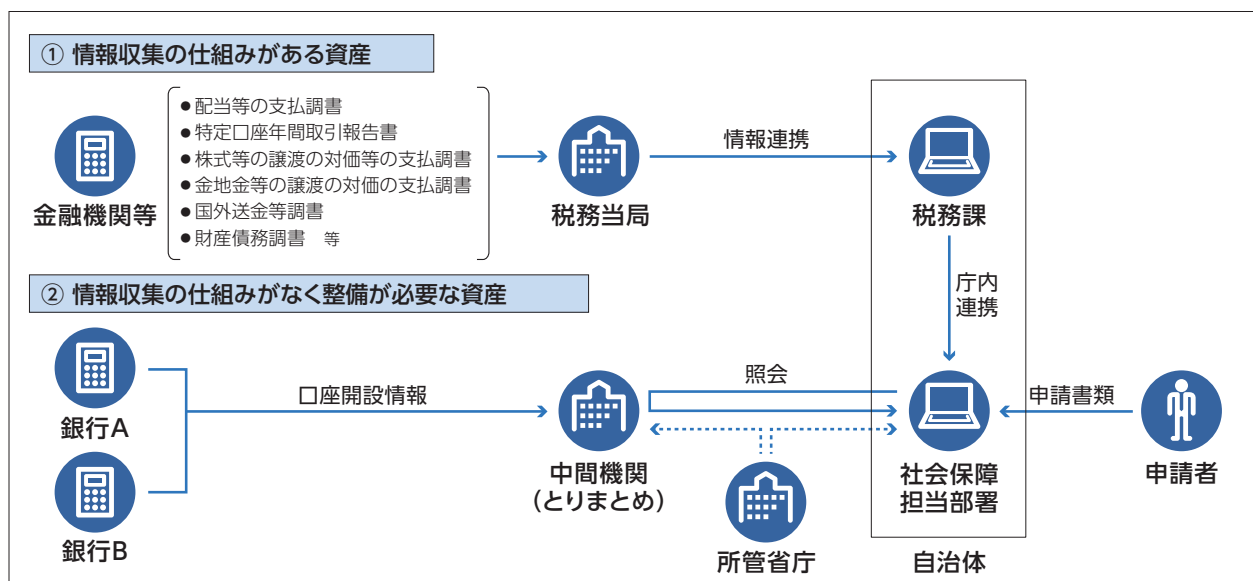
を照会できる仕組みを整備すれば、この抑止力を達成することができる。そのためには、照会を行う資産情報へのマイナンバー付番と情報連携を進める必要がある。

金融資産(資産性所得)を、「①(税目的などで)情報収集の仕組みがある資産(資産性所得)」と、「②情報収集の仕組みがなく整備が必要な資産(資産性所得)」に分けて考える。税務当局が法律に基づき資料(法定調書など)を収集している資産は前者である。具体的には、株式や金地金を挙げることができる。公社債についても2016年から調書が収集される。一方、現時点で情報収集の仕組みがない資産の中にも、社会保障制度で金融資産(資産性所得)を勘案するにあたって新たに情報収集が必要なものがある。代表的なものは、個人の預貯金口座である。前編で述べたように、預貯金から生じる利子所得への課税は源泉分離課税であるため、個人の利子所得の法定調書が収集されていない。しかし、社会保障制度で預貯金額や利子所得額を勘案するためには、今後、新たに情報収集の対象としていく必要がある。

これらの状況を踏まえ、図表1に自治体での介護保険制度実施を想定した情報連携の将来像(案)を示した。

まず「①情報収集の仕組みがある資産」では、すでに税務当局に収集されている情報を社会保障担当部署と連携させる。税務当局と自治体の地方税担当部局(税務課)間

図表1 金融資産(資産性所得)情報連携の将来像(介護を想定した場合)



には、一般社団法人 地方税電子化協議会経由で所得情報や法定調書を情報連携する仕組みが存在することから、この仕組みを活用することが効率的である。この仕組みでは現在、税務当局から確定申告の情報や一部の法定調書が自治体に送付される一方で、扶養などに関する情報が自治体から税務当局に送付されている。そこで、金融資産(資産性所得)の確認に必要な法定調書を連携対象に追加すれば、自治体に必要な情報が送付され、自治体内で必要な情報を参照することが可能となる。一方で、このように税務当局と情報連携する仕組みが整っているのは自治体に限られるため、被用者保険など自治体以外の組織との情報連携方法は、別途検討が必要である。

次に、「②情報収集の仕組みがなく整備が必要な資産」の代表例として、個人の預貯金口座について検討する。預貯金口座は、税務当局による調書収集の対象となっていないうえ、これまでマイナンバー付番の対象にもなっていない。しかし、2015年9月にマイナンバー法の改正案が成立し、2018年から預貯金口座へのマイナンバー付番が進められていくこととなった。現在、金融機関への口座情報照会は、住所、氏名などの情報に基づき行われているが、今後マイナンバーを用いた照会の効率化が進むと考えられる。ただし、付番を行うだけでは課題が残る。

現在の方法では、預貯金を持つ金融機関に個別に照会依頼を行っているため、照会を行うためには口座を保有する金融機関を特定する必要がある。このため、故意に照会の対象となりにくい金融機関に預貯金口座を保有し、照会から逃れる者が現れる恐れがある。

このような状況を改善する方法の一つとして、何らかのとりまとめ機関(以下、中間機関)に口座の保有者情報(口座開設情報)をとりまとめさせ、マイナンバーをキーにして各金融機関に口座の有無を一括照会できる体制を整備することが有効と考えられる。中間機関が保有するプラットフォーム上に各金融機関が口座開設情報データをそれぞれ保有する。そして、これまで各金融機関に対して個別に照会を行っていたものを、一箇所で照会できるようにする。社会保障担当者が個人の申請内容を確認したい場合、マイナンバーを用いて中間機関経由で照会を依頼し、申請者の口座が存在する金融機関を把握、申請

内容との整合性を確認する。

ここでは、中間機関には最低限の情報だけを保持すればよいと考えられる。例えば、この試案では中間機関に保持する必要があるのは口座の保有者情報のみで、預貯金残高などの詳細を保持する必要はない。口座の詳細情報が必要な場合は、別途金融機関に個別照会を行えばよい。また、中間機関に保持されるデータの所有と管理をあくまで各金融機関が行うことで、データの一元管理を避けることができると考えられる。

また、将来的には、別の方法として、金融資産(預貯金口座)の代わりに資産性所得である利子所得の情報を収集することも考えられる。預貯金口座から発生する利子所得への課税を申告分離課税に移行し、利子所得情報を税務当局が収集すれば、「①既に情報収集の仕組みがある資産」で示した他の金融資産と同じ方法で情報連携することが可能である。実際、海外の多くの国で利子所得情報が収集されている(前編参照)。日本もその例にならない利子所得情報を収集することになれば、資産の所在と利子所得を確認することが可能になる。利子所得情報を収集するための金融機関の関連業務量が増加するという課題が生じる一方で、申告分離課税が実現すれば株式譲渡益など他の金融所得との損益通算が可能となるメリットもあると考えられる。

まとめ

社会保障制度の適用条件に金融資産(資産性所得)を追加するためには、申請された金融資産(資産性所得)の内容に不正がないことを確認する仕組みの構築が必要である。その際、効率的にそれらの仕組みを構築するため、マイナンバーの活用が重要となる。

本稿ではこのような仕組みの方向性を示すため、介護分野を想定して情報連携の方法を検討した。すでに税務当局が情報を収集している資産については、既存の情報連携の仕組み上で情報を追加すればよい。情報が収集されていない資産のうち、個人の預貯金口座については、中

間機関に各金融機関が情報を保持する仕組みの導入により、大幅に不正抑止力を高めることができると考えられる。

一方で、本稿で示した仕組みは、自治体における業務を仮定した限られたものである。今後、自治体以外の機関向けにどのような情報連携方法が可能か等、さらなる課題解決の検討が必要である。



Profile

著者プロフィール



森信 茂樹

中央大学法科大学院教授。
(一社)ジャパン・タックス・
インスティテュート所長、
東京財団上席研究員、財務省
財務総合政策研究所特別研究
官、法学博士(租税法)。

1973年京都大学法学部卒業後大蔵省入省。
主税局総務課長、東京税関長、2004年プリンストン大学
で教鞭をとり、財務省財務総合研究所長を最後に退官。
その間、大阪大学教授、東京大学客員教授。
コロンビアロースクール客員研究員。
著書に『税で日本はよみがえる』(日本経済新聞出版社)、
『未来を拓くマイナンバー』(共著・中央経済社)、『日本の
税制何が問題か』(岩波書店)、『給付付き税額控除』(共
著・中央経済社)等。




吉識 宗佳

株式会社 日立コンサルティング
公共本部 マネージャー
理学博士

京都大学大学院理学研究科を修了後、国立研究所での
研究、コンサルティングファームでの調査・研究、コンサル
ティングを経て現在に至る。
社会保障と税の一体改革におけるマイナンバー活用、
グリーンIT分野の調査・普及促進などの業務に多数従事。

HITACHI
Inspire the Next

 **株式会社 日立コンサルティング**

〒102-0083 東京都千代田区麹町二丁目4番地1 麹町大通りビル11階
TEL : 03-6779-5500 (代)
URL : <http://www.hitachiconsulting.co.jp/>
問い合わせ : info@hitachiconsulting.co.jp